

鳥取県政府調達苦情検討委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査審議する事項)

第2条 委員会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第1で定める事項を調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、その調査審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、次に掲げる場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

(1) 破産手続開始の決定を受けたとき

(2) 禁固以上の刑に処せられたとき

(3) 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長それぞれ1人置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(議事録)

第7条 委員会においては、議事録を作成する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、鳥取県会計管理局会計指導課において行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月13日から施行する。